

講義刑法学・総論（第7刷補遺）

[2014年12月]

■補遺

2013（平成25）年、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が成立し、2014（平成26）年5月に施行された。これにより、刑法に規定されていた危険運転致死傷罪（旧208条の2）および自動車運転過失致死傷罪（旧211条2項）は、新法のそれぞれ2条と5条に移動した（→196頁，205頁，222頁，308頁，534頁）。

■第30章補遺

2013（平成25）年、刑法の一部改正が行われ、刑の一部の執行のみを猶予することを可能とする新制度が導入されることとなった（→563頁）。従来の制度の下では、十分な長さの期間、指導と援助の措置を受けることを対象者に対し法的に義務づけることができず、再犯防止という観点から不十分であった。新制度の下では、はじめて実刑を受ける者などや、一定の要件を充たす薬物使用者を対象として、裁判所の判断で、言い渡される刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予する。執行を受けて釈放後、猶予期間の間は、保護観察の対象となる。改正法は、2016（平成28）年までに施行されることが予定されている。